事務連絡

平成３０年１２月１４日

指定居宅介護支援事業所

管理者　　様

神栖市役所　長寿介護課長

「厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護」を位置付けた

居宅サービス計画の届出について（一部改正）

　日頃より本市の保健福祉行政にご理解とご協力を賜り，厚くお礼申し上げます。

　さて，平成３０年１１月７日付厚生労働省老健局振興課から「平成３０年度介護報酬改定に関するＱ＆Ａ（ＶＯＬ.７）」ＶＯＬ.６９０の送付がありました。

これを踏まえ，先に通知差し上げました平成３０年９月２０日付「厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護を位置付けた居宅サービス計画の届出について」の内容を一部改正しましたので通知します。なお，届出のＱ＆Ａを添付しますのでご参照願います。

記

１　提出書類【一部改正】

（１）「厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護」を位置付けた居宅サービス計画理由書

（２）ケアプラン第１表～第３表及び第６表・第７表

２　提出期限

　　ケアプランを作成又は変更した月の翌月の末日

３　提出先（窓口又は郵送）

　　神栖市健康福祉部　長寿介護課　長寿企画グループ

　　〒３１４－０１２１　茨城県神栖市溝口１７４６－１（保健福祉会館内）

４　届出の対象【一部改正】

　　平成３０年１０月１日以降に作成又は変更したケアプランの生活援助中心型サービスが，

厚生労働大臣が定める回数以上となった月のケアプラン

５　その他

　　本届出の趣旨として，平成３０年５月１０日付け厚生労働省老健局振興課長通知のとおり，利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から，通常の利用状況以上の利用回数となっている居宅サービス計画について，市町村への届出を義務付け，そのケアプランについて，市町村が地域ケア会議の開催等により多職種協議の検証を行うとされています。

　　そのため，届出された居宅サービス計画を作成した介護支援専門員には，市が主催する地域ケア会議でケアプランについての説明を求める場合があります。

（届出日）　　　　年　　　月　　日

神　栖　市　長　　宛

「厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護」を位置付けた居宅サービス計画理由書

居宅サービス計画に位置付けた生活援助中心型の訪問介護が厚生労働大臣が定める回数以上となるため，

次にとおり届け出ます。

作成日　　年　　月　　日（　　　　年　　　　月分）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 居宅介護支援事業所名 |  | 事業所番号 |  |
| 担当介護支援専門員名 |  | 電話番号 |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 被保険者氏名 |  | 被保険者番号 |  |
| 計画作成の区分 | □新規　　□更新　　□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | |

①要介護度・生活援助中心型の回数／月

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 要介護度 | 要介護度１ | 要介護度２ | 要介護度３ | 要介護度４ | 要介護度５ |
| 厚生労働大臣が定める回数 | ２７回 | ３４回 | ４３回 | ３８回 | ３１回 |
| 生活援助中心型サービスの計画上の回数 | 回 | 回 | 回 | 回 | 回 |

②届出の理由

|  |
| --- |
|  |

厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護を位置付けた

居宅サービス計画の届出について（一部改正）Ｑ＆Ａ

Ｑ１　ケアプランを作成するにあたってどの段階で届出の対象となるのですか。

Ａ１　第６表及び第７表の作成はケアプランを作成した日となるため，第６表及び第７表の作成をもって届出の基準日となります。

Ｑ２　１度届出をしているケアプランで毎月当該回数以上となる場合その後の届出は不要ですか。

Ａ２　介護支援専門員は，居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護を位置付ける場合に当該居宅サービスを市町村に届け出ることとされています。当該回数以上となった月はその都度届出となります。

Ｑ３　以前から毎月厚生労働大臣が定める回数以上である場合はどうなりますか。

Ａ３　平成３０年１０月１日以降に第６表及び第７表を作成したところ厚生労働大臣が定める回数以上となった段階で届出の対象となります。先に作成した第１表から第３表を添えて提出して下さい。

Ｑ４　届出の際何を提出すればいいですか。

Ａ４・「厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護」を位置付けた居宅サービス計画理由書

・利用者又はその家族から同意を得たケアプラン第１表～第３表及び第６表・第７表の写し

Ｑ５　届出を提出した後はどうなるのですか。

Ａ５　提出されたケアプランが，適正なケアマネジメントを経て，生活援助中心型の訪問介護に位置付けられているか等の視点から点検します。

　　　提出されたケアプランの内容について市から事業所又は担当者へ照会する場合があります。